

件名	岐阜県障害者施策推進協議会について
受付日	平成30年12月17日
ご意見・ご提案の概要	<p>平成30年度第1回岐阜県障害者施策推進協議会議事概要に関して、次のとおり質問及び提案する。</p> <p>(1)「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」で発達障がいも含めた支援人材の育成に努めるとあるが、どのような人材を育成されるか。</p> <p>(2)福祉避難所について、県として公表、もしくは市町村に公表するよう指導していくべきではないか。</p> <p>(3)障がいの社会参加に向けた取組状況について、平成30年から32年までのプランを策定したとあるが、県ホームページに公表しているか。</p>
県の考え方	<p>(1)県では、それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するため、障がい特性に対応できる支援者を養成し、資質の向上を図っているところです。</p> <p>発達障がいについては、発達障害者支援センターのぞみを中心に、事業所向け、医療機関向け、市町村向けの他、家族支援や一般向けの研修を行い、地域の支援者が、発達障がいに関する専門的な知識を学べるよう、研修の充実を図っています。</p> <p>【発達障害者支援センターの紹介（県HP）】 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/shiki-annai/kenko-fukushi/hattatsu-shien/">https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/shiki-annai/kenko-fukushi/hattatsu-shien/</a></p> <p>(2)「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月内閣府（防災担当））」により、「市町村は、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する。」とされていることから、県としては、引き続き、県内市町村に対し指導・助言してまいります。</p>

	<p>(3) 「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の取組状況として、教育の充実、雇用・就労の促進、外出や移動の支援、障がい者スポーツ、芸術文化活動の充実の各項目の実施状況をホームページで示しています。</p> <p>【「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の取組状況（県HP）】</p> <p><a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_47155.data/04_H30-1_siryou2-1.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_47155.data/04_H30-1_siryou2-1.pdf</a></p> <p>（P6 Ⅱ 社会参加を進める支援の充実）</p>
<p>担当課</p>	<p>健康福祉部 障害福祉課 健康福祉政策課</p>